

四国遍路と食文化 —讃岐製糖の新史料をめぐって—

胡 光（愛媛大学教授）

Shikoku Henro and Food Culture

—Examining the New Historical Records of Sanuki Sugar Manufacturing Hikaru EBESU

Professor, Faculty of Law and Letters, Ehime University

はじめに

弘法大師とは知らず、旅人に粟を馳走すると、年三度粟が生るようになった「三度粟」、逆に与えなかったため、食べられなくなった「食わずいも」の話など、弘法大師と食べ物の逸話は全国に残っていて、大師信仰の広がりや接待の大切さをよく伝えている。四国にも、お大師さんやお遍路さんが伝えたと言われる食文化がたくさんある。これらの話を体系的にまとめているのが、『遍路のこころ』（愛媛県生涯学習センター、2003年）である。同本に紹介された食文化を列記してみよう。

土佐の稲、松山の栄吾米、今治の三宝米、土佐清水のへんろ麦、讃岐の三盆糖、阿波の三盆糖、立間のミカン、宿毛の柿、芸予諸島の甘蔗、岩城島の芋菓子、古代茶（発酵茶）、宇和島の丸ずし、小松のよしの餅。宇和島市吉田町立間地区にある愛媛ミカンの原木（今は三代目）も、加賀山平次郎という人物が江戸時代後期に四国遍路に出て、土佐あるいは和歌山から持ち帰ったと言われている。宇和島市内で冠婚葬祭に用いられる、酢でしめた魚をオカラにのせた「丸ずし」も、江戸時代後期にお遍路さんから教わったとされる。一方で、同じ寿司が新居浜市では「いずみや」と呼ばれ、別子銅山を開発した泉屋（住友家）が大坂から伝えたと言われる。西条市小松町で親しまれている「よし乃餅」は、天保九年（1838）に四国遍路中の大和国（奈良県）の高僧が病気になる、介抱した「よし乃」ばあさんにその製法を伝えたと言われるが、吉野（奈良県）の製法が伝わったという方が自然に思える。

同書は、自治体史などに掲載されているものをもとに、現地調査を行い、同書以前の研究を総括し、四国遍路と食文化に関わる伝承をまとめたものであるが、史実の検証が行われているわけではない。それ以前の文献に掲載されていないため、収録されていないものもある。その代表は、西予市宇和町を発祥とし、松山市でも買える「山田屋まんじゅう」である。山田薬師寺の薬師如来が巡礼者に姿を変えて教えてくれたと考え、山田屋の屋号で店を開いたのが慶応三年（1867）とされる。今後は、さらに伝承を集めるとともに、史料に基づき史実の検証を行うという、民俗学、歴史学双方の研究が必要である。

小稿で考察する讃岐の製糖について、『香川県史』では、四国遍路のことにふれていない（植村正治氏分担部分）。小稿では、四国遍路・世界の巡礼研究センターが入手した讃岐製糖に関わる新史料を紹介して、四国遍路が伝えたという白砂糖精製技術について検証するものである。

1 讃岐国砂糖製造の濫鈔

讃岐製糖の創始に関わったという向山周慶さきやまと関良助（良介）を祀る向良神社こうらという神社が、高松市松島町と東かがわ市白鳥町湊にあり、その説明版と顕彰碑によって通説を紹介することから始めたい。（傍線筆者）

【史料1】高松向良神社説明板

今から二百年ばかり昔、向山周慶と関良介の二人は三十年にあまる年月と幾多の苦勞の結果立派な白砂糖をつくった。そのため高松藩はもちろん讃岐の人々は大変恩恵をうけた。後兩名の功勞をたたえて、向山の「向」と関良介の「良」を合わせて「砂糖の神様、向良神」として玉藻城内にお祀りした。明治十八年この地（松島）にうつしたが、昭和二十年七月、戦災で焼失したので氏子たち力を合せて再建をはかり三十二年に本殿、三十五年には拜殿を完成して祀る。

【史料2】白鳥向良神社顕彰碑

讃岐の糖業は延享年間から胎動し始めた。当時高松藩の財政は窮迫し農民も又貧窮していたので五代藩主松平頼恭は藩財政の再建と農民の救済を図ろうと思ひ殖産振興の一環として製陶技術の開発を医師池田玄丈に命じたが成功せず病没した。玄丈は安永八年弟子の向山周慶に製糖技術の完成を私的に委託した。その後周慶が京に遊学した時懇意と成った薩摩の医師某から天明八年に製糖技術の口伝を受け砂糖精製の研究に日夜没頭した。その頃奄美大島の当盛喜と言う人が四国巡礼の途中湊川畔に差し掛った時病に倒れ難渋していたのを兄の向山政久に助けられ医師の周慶が懇切鄭重な医療を行い九死に一生を得て喜び帰藩した。周慶は常に慈悲深く人徳にすぐれ村民が厚く敬意を表していた。当盛喜は周慶の恩に報いんと後日薩摩藩の国禁を破って甘蔗の種茎を弁当行李の底に隠して再度来藩し周慶に手渡して近屋に永住した。それより翁を助けて刻苦勉励し寛政二年粗糖の製造に成功してここに初めて讃岐の実業製糖が民間の力で発祥した。かくして寛政十年白砂糖が大阪に出荷されさらに研鑽を重ねて享和三年遂に冰糖紫糖霜糖の絶品を製出する独創的な技法を開発した。この技術の開発により甘蔗の栽培及び砂糖の生産は飛躍的に増大して一大生産地となり大阪市場に於て輸入糖を凌駕する讃岐三盆糖白糖として天下を風靡し南海の宝庫と歌われ名実共に讃岐三白の一つに数えられるに至った。国府は翁を本善医とし薬坊主に任し後に十五人扶持とし当盛喜には薩摩良助の名字を許可し一人扶持を与えた。翁の実名は政章周慶と称し大内郡湊村の庄屋向山政永の三男で延享三年生れ文政二年九月二十六日病没七十四歳であった。良助は当盛喜関良助と言ひ奄美の東間切清水村の豪族当濟朝良の三男文政二年十一月二十一日他界した。糖業によって蓄積された商業資本が明治大正の企業勃興の財貨となりさらに今日の東讃地方に於ける工業化の基礎と成った。時あたかも周慶砂糖製法開発二百周年に当り翁の功績を敬仰して顕彰碑を建立し祠を再建してその偉業を検証するものである。平成二年七月吉日 向山周慶翁顕彰会会長 岡本孝撰文 長町静雄書

以上の史料は、神社の由緒と今日伝えられている讃岐製糖史の概要をよく表している。その内容は、村上稔『東讃産業史』に拠っていると思われる、同書は『白鳥町史』から『遍路のこころ』にも引用されていた。同書は、香川県内外の史料を可能な限り集め、実証的に考察した讃岐製糖史の基本文献と言える。ここで登場する創始者二人のうち、関良助は薩摩から来た遍路で、向山周慶に助けられ、砂糖の製法を伝えたことが広く知られている。このことをはじめ、砂糖製法の起源や技術の多くについて、『東讃産業史』が根拠とする史料が「讃岐砂糖起源沿革盛衰記」（盛衰記と略す）である。この史料については、木原溥幸『史料にみる讃岐の近世』に全文紹介され、分析されている。これによると、本史料は、製糖技術に精通した人物が明治18年(1885)に著したもので、後に「四国連合共進会事務所」の罫紙に写され、坂出市の鎌田共済会郷土博物館に収蔵されたものであるという。木原著書より、関良助に関わる部分を抄録しておく。

【史料3】讃岐砂糖起源沿革盛衰記（抄）鎌田共済会郷土博物館蔵（木原溥幸『史料にみる讃岐の近世』）

薩州ノ人良助ト云ヘルモノ四国巡拝シ、讃岐ニ来リ病ニ罹リ大ニ苦ム、周慶診断終ニ癒ユ、良助ハ素ト砂糖ヲ造リ製法ノ術ニ達ス、茲ニ於テ周慶ヲ助ケ同心勉勵シテ、始メテ砂糖四十斤余ヲ製シ之ヲ藩主ニ上ル、是レ寛政年中ニシテ、実ニ我讃岐砂糖ノ濫觴ナリ、而シテ周慶ノ始メテ製造シタルモノハ、蓋シ黒砂糖ナラント思ハル、

本史料は、讃岐製糖史の基本史料であることは疑いないが、明治時代に編纂されたものである点、明治19年5月、徳島で開催された四国連合砂糖外四品共進会と関係があったことが想定されることから、四国のイメージアップを意図している可能性がある点を考慮しなければならない。

そこで、讃岐で砂糖製造が始まったという寛政年間（1789-1801）に近い史料を探す。『東讃産業史』に掲載されていて、『古事類苑』にも収録されている向山周慶の顕彰碑文は、弘化三年(1847)高松藩儒高尾養が撰したものである。白鳥神社への参道と阿波街道が交わる場所に立つ顕彰碑は、摩滅が激しく現在解読するのは難しい。ここでは『古事類苑』の本文を掲載する。

【史料4】向山翁砂糖開基碑（東かがわ市白鳥町湊）（『古事類苑』 飲食部所収）

夫砂糖者以甘蔗作レ之、人家食物之用不_レ少矣、然上古無_レ之、蓋享保年間自琉球始傳其法於薩州也、吾讃之國府索其法既久矣、嘗命_レ醫池田玄丈者探_レ索之、然不能_レ得矣、于_レ時有_レ向山翁者、即玄丈之弟子、芒翁年猶少年遊_レ學于京師、時有_レ薩州某医生者能製_レ砂糖、翁乃就學_レ其法、故能達_レ其術、國府聞三翁能達_レ其術、乃召出令_レ製_レ砂糖、翁已蒙_レ其命、亦有_レ薩州人良助者、來_レ讃時得_レ疾大困、翁爲_レ診治遂愈、良助本能達_レ下造_レ砂糖術上、於_レ是爲_レ翁佐_レ之、二人同心勉勵製_レ出冰糖紫糖霜糖、盡能成_レ之、皆得_レ絶品、享和二年癸亥、國府以三翁本善_レ醫且能創_レ製砂糖爲_レ藥坊主給_レ月俸、後竟至_レ拾五口、於_レ是封内製_レ砂糖者甚多、皆以出得_レ利益、亦國中富饒之助也、翁諱政章稱_レ周慶、讚大内湊村人也、文政二年九月廿六日、因_レ病没、齡七十四、翁已没後、其郷人思_レ砂糖利潤及_レ人不_レ少、乃共爲建_レ其祠祭_レ之、〈中略〉弘化三歲丙午仲夏 藩儒高尾養撰

この顕彰碑には、二人の薩摩人が登場する。まず京都で出会った医学生が砂糖の製法を周慶に伝え、その後、良助が讃岐に来て病気の治療を受けて、周慶とともに製糖するというのである。京都で出会った医学生の話は「盛衰記」引用部分（史料3）の直前にも記載されているので、二人の薩摩人の製糖関与の可能性は高い。史料4の顕彰碑では、関良介は「良助」と記され、名字を許されない百姓身分であり、後に功績によって名字を許されたことが推定されるが、「四国遍路」とは記されていない。

2 史料紹介「弘化二年 砂糖一条書」

当センターでは、史料4の顕彰碑と同じ頃に成立した、向山周慶の砂糖創成に関わる一次史料を入手した。周慶が藩に提出した書類を、弘化二年(1845)孫の周澤によって改めて提出したというものである。砂糖政策立案の一助とするためか、顕彰碑建立のための参考資料を集めていたのか、目的は定かではないが、藩庁の要請で作成されたと思われる文書が発見されたのである。小稿では、各箇条ごとの要約を紹介した後、全原文を掲載することにする（史料中の番号・傍線は、筆者記入）。

- (1) 周澤の祖父周慶がご覧に入れた、砂糖一条書の写をご覧に入れること。
- (2) 周慶は、砂糖製作に28~29年かかった。五代藩主松平頼恭公が池田玄丈に命じたができず、16~17歳で玄丈に医学を学んだ折、砂糖製造を託された。医学修行のために上京した時、砂糖製法を知る薩摩浪人と出会い、京都大火の世話などを経て伝授され、40~50斤製糖し献上した。甘蔗栽培法難しく、輸入品の疑いを受けたが、奉行所へ持参し説得した。冬作はよく、菓子に使われる。梅雨分は菓子屋買わない。徳島で売ると、次第に輸入品より名声を得た。
- (3) 初めての願書。砂糖製造に付、上方の者二人を雇いたい。実は薩摩の者で、医学の同門から紹介を受けた者である。同門からようやく技術を伝授してもらえるので、これを逃すと国益を損なう。砂糖製法を先に広めたという者がある。この書付で創始がどうであったかを知ってほしい。寛政二年(1790)二月。
- (4) 藩からの周慶への通達。砂糖製法のため、他所者一人召し抱え、年々製糖すれば国益となる。他所へ製法をもらさないように。また、領内で砂糖植え付け望む者へは指図すること。
- (5) 藩から東郡村役人宛通達。三本松村医師周慶、砂糖製法をあみだした。同人が作ったサトウキビを粗末にしないように。他人へ製法伝授禁止。寛政二年十一月十二日。これは代官小原六之助が命じた。和国では珍しかったが、砂糖車・釜なども今では領内に広まった。器物も薩摩桜島の両人が伝えた。天工開物にもあるが書物通りではうまくいかない。
- (6) 寛政三年二月、与田山村王子坊・白鳥村次郎右衛門屋敷へ製法車を作る材木取許可。江戸より召し連れられた者の車は不都合があり、薩摩の者の車は都合が良い。
- (7) 小笠原三助様など湊村の周慶宅で砂糖車見学。
- (8) 殿様、三本松村砂糖方庄屋河野忠六宅で砂糖車上覧。
- (9) 大坂問屋騒動。砂糖積み出しが増え、特に大坂へ多数登った。讃州問屋は諸所で商売していたが、大坂北堀江の宇和島屋などが引き受け薩摩問屋を通さなければ入札できないことになって、讃州問屋は困っている。右二軒を通さないように命じた。すると、薩摩問屋は、外国抜荷を讃州製と称して売っているので、我々の手を通さずに和製砂糖を売れないようにしてほしいと番所へ願い出た。
- (10) 砂糖で身代よき者、小百姓迄も、伊勢参宮、高野参詣、上方往来に銭を持たず、砂糖を持参し、讃岐船問屋で銭に換えるので、渡世できている。薩摩問屋が独占願を出したので困る。向山周慶が開基である。
- (11) 国元砂糖積登の件、大坂川口入船の分、問屋自由販売を禁止すれば、江戸や諸国に直売に行くので、大坂も困るはず。自由販売にすれば、薩摩問屋にも渡るので、自由販売のままにしてほしい。
- (12) 当方も遠方の江戸積出を望んでいないが、薩摩問屋との調整が不調であれば、大坂積出を止める。
- (13) 大坂番所、薩摩問屋とも納得し、独占法はなくなった。
- (14) 文化三年(1806)、玉井三郎右衛門様から、以下のこと内々に聞いた。
- (15) 大内郡湊村製の砂糖評判良く、西郡へも伝授するよう、御蔵屋敷から命じられたので親子で伝授したが、10年間礼金なく、困窮した。近年御扶持をもらい、ありがたいが、借財多くて困っている。
- (16) 領内御触書。国産砂糖製法、大内郡湊村は優れているが、他所はそうでもない。御城下外磨屋町住崎山周慶は同村出身で御国砂糖開基であり、謝礼も無用であるので、村々で伝授を受けること。文化元年四月

十日。

- (17) 初めて砂糖製法を百姓に伝えたところ、御礼に御運上銀を献上するというので、集金した。
- (18) 薩摩桜島より来て大内郡湊村に住んでいる良助へ、崎山周慶とともに砂糖製造をした功により、毎年銀250目を下付する。文化三年五月十六日
- (19) 良助は、薩摩桜島より召し抱えた砂糖製法熟練の者で、最初の願書の時、吟味役和気太郎左衛門宅で薩摩の書籍を見て地理を答えたことで疑いはれ、私家が建て、扶持をやり、兩人7~8年召し抱えた。御国益となり、莫大な銀が国に入ったので、私の抱えであっても銀を下されたのはありがたい。砂糖製法を伝えると一命に関わるが、伝授したのは御国益になり、1年250目下されたが、暮らしは難渋している。90歳になって不便だが、我々も砂糖研究で苦労しているので、親戚に世話を頼んでいる。
- (20) 砂糖製法骨折りに付、毎年銀札百五十目下賜。享和三年御薬坊主並三人扶持。文化七年七人扶持坊主格。砂糖製法創始以来、親子で領内指導をしてきたが戴物はなかった。砂糖役係の吟味があった時も崎山親子はお咎めなかった。和気・河野ら4人は御役召上げ。倅周達も30余年無償で働いている。
- (21) 西郡に指導しても百姓たちは作付けしなかった。御勘定所あたりから拝借銀でサトウキビを買い作付を増やすよう命があった。最初は良かったが、相場下落にて親子難渋していること。

【史料5】弘化二年向山周澤砂糖一条書（四国遍路・世界の巡礼研究センター蔵）

（縦帳表紙）「砂糖一条書」（27.8×20.0cm、19丁）

口上

- (1)
- 一、私祖父亡周慶義、存命中ニ相認奉入 御覧候、砂糖一条書附之寫、定而、被為在御存知候御義与奉存候得共、又々、左ニ奉入 御覧候、
- (2)
- 一、私義砂糖製作一条発起仕候而、凡二拾八九年ニ相成候、右製作之義者、昔古ヨリ当朝ニ一向出来不申品ニ而、貝原篤信農業全書ニ曰、凡唐土ノ渡候藥品之内人家食物ニ用候品ニ付、格別餘斗相渡候、日本之宝を外国江費取事夥シ、此製方之術を得て、日本ニ弘ルハ、王公大人ノ力ニあらずんば行れがたく、庶人ノ力にハ及ひがたからん、此術を弘る人ハ、日本ノ宝を外国江費し取らるゝノ憂を除て、長く日本ノ富を致す人ならんと云々、依而享保年中公儀ノ日本ニ弘ク砂糖製作被遊度 思召ニ而、琉球国ノ砂糖之苗を被遊御取寄、諸国江製作被仰付候得共、追年及絶作ニ出来不申、折角異国ノ苗被遊御取寄候御趣意茂不相立空相成候、此義者、元來製作之本術致得不被遊故之義ニ而候、以前
- 穆公様從江戸表右術を覚居候者御召抱被遊、御国ニ而製作致せ候得共、出来不申候ニ付、御薬園師池田玄丈江被仰付、種々御配慮被為在候得共、一向出来不申候処、其頃私義、十六七歳之砌ニ而、醫學修行可仕与御城下江罷出、右玄丈門人ニ相成居申候処、玄丈義私江申聞候者、此度砂糖製作一条奉蒙 仰候得共、不奉遂尊慮残念之至候、且、我老年之義、最早製作成就之程、無覚束候、其方義者至而強情之者ニ相見へ候、未若年之義定而後來四方ニ遊学可致候間、右製作一条終年心掛居、右術存居候者罷在候ハ、如何様共致伝授候而、製作成就致
- 尊君之御本懐を可相達様、師之申聞殊ニ
- 尊君之御趣意之御義、心魂ニ徹シ、其後医学為修行上京仕、同処ニテ師ヲ求居申候所、同門中ニ薩摩之牢人罷在、右製作覚居申由ニ付、心底を尽シ厚懇望仕候得共、彼ノ国之大禁之由ニテ中々傳受致具不申候、然レ共、何卒致傳受可申与帰国之後モ不絶音信等仕居申候処、其頃京都大火ニテ、彼之者火災ニ犯サレ極難渋仕居申由、同門之好ミ、且、右望御座候義等、旁以、格別之世話仕遣候処、其謝義ニ候哉、年來懇望之一術相傳へ可申段申越候ニ付、内々、辻玄柳、安達良益撫江頼ミ相窺候処、上京傳授請可申旨被 仰付候、則、罷登皆傳受候而罷帰、其年四五拾斤計製方仕奉指上候、夫迄倭朝ニ而砂糖出来之沙汰承不申品ニ付、若渡砂糖相調指上申間敷哉之御疑も御座候程之義ニ御座候、右ニ付、弥此度、出来候義相違無之候得者、畝数三四丁計作付製法可致段被 仰渡候、然ル処、右甘草ハ種子無キ物ニ而、彼之黍を九月土用中、未ダ霜之不降内土中ニ埋ミ置、翌春彼岸過霜降止候砌掘出シ、節ニツ三ツ置キ尺ケ五六寸ニ切り植付候処、彼之節ノ芽出申候、是迄世上ニ苗貯方存不申義故、一向苗無之、是而已困居申候、且、水ヲ含居申義ニ而、遠方ノ難取寄、船ニ而相尋候得共、何方ニも無御座、漸壺丁計植付仕候、尚又、初年之義、御国之土地相応不相応、且、肥之多少加減等未会得不仕義、種々、辛勞仕、漸出来候而、其段申上候所、御奉行所迄持參可仕様、和気太郎左衛門ノ申渡、早速船ニ而積廻シ、桶五六拾挺指出入 御覧、御得心被遊候、併、人氣未不馴染義ニ而、冬分ハ奇麗ニ相見へ候得共、菓子杯ニ遣、梅雨之頃流レ申間敷哉之沙汰等仕、菓子屋共ハ買不申、夫故、何分直段下直ニ付ケ迷惑仕、無廻船ニ而阿州路江積參、徳嶋ニ而売払候

而、其後も、毎年徳嶋江遣候処、三四ヶ年も立、徳嶋菓子屋共遣覚、渡り合ハ宜キ杯与沙汰仕候様相成、夫追々能相捌繁栄仕候、

(3)

初発願書左之通ニ御座候

一、砂糖製法之義ニ付、当夏上方者を雇申度段御願申上候処、上方者と申上候得共、実正ハ薩摩産之者ニ而御座候、御免被 付仰、難有仕合ニ奉存候、右製作之義ハ、私本草師道池田玄丈存生之節

御先代様砂糖作之義厚被為在 御配慮、玄丈江製作可仕旨被 仰付候処、聡与出来不仕候ニ付、私義、諸国遊学之間心掛居、右製方存タル者罷在候ハ、如何様共致伝授請候而 御尊慮相達可申旨申付候ニ付、数年執心仕罷在候処、幸於上方医学同門中ニ鍛鍊之者御座候而、相頼候得共、容易ニ伝授不申候得共、何卒伝授可請与帰国之後も不断音信等仕居申候内、彼之者難洪之節厚ク世話等仕遣候故ニ候哉、其後年来之望ニ付、伝授可致旨申越、早速罷登伝授請、右上方者兩人雇候義も、彼之者指越候人ニ而御座候、右之通一応之義ニ而無御座、永年心掛千辛万苦仕、漸伝授相調候義ニ而御座候、然ルヲ人々仮初ニ伝授致呉候様頼参候得共、容易ニ伝授可仕筈も無御座候、依而、右雇参候兩人之者江伝授頼参候様子相聞候、身軽之者之義、若、一己之利欲ニ拘リ伝授仕候而ハ、いつとなく他国江漏候得者、御国産之故障ニ相成、御益ヲ闕候而ハ、師玄丈之志も空敷相成、且、私義も不相濟義与存置心痛仕候、依之、恐多奉存候得共、右伝授、猥ニ不相成様、御威光を以御領分中江被 仰付被下度候、左候得者、弥、出精仕、御国益ニ相成候様製作仕度奉存候、尚又、年ニ増餘計ニ製法仕候得者、右兩人之者計ニ而者、手足リ申間敷候、左様ニも候ハ、人柄ヲ撰ヒ奉窺候上、親子たり共伝授仕間敷旨、神文等為仕、猶、伝授之仕方も可有御座哉与奉存候、此段宜様奉願上候、以上、

寛政二戌年二月

右製方之術私合以前相弘候杯与非言申族近来段々罷在候、依而御重役之御方様并以下役人中迄矣之事与御聞込被成候様承及候、此書付ヲ以其節迄製法之沙汰無御座義、御熟案奉願上候、後年ニ至紛敷義可有御座候哉ニ付、初合別伝之術御聞届被下間敷段御願濟之上御領分中江伝授仕候義御座候

(4)

被 仰渡御書附之写

大内郡三本松村医師 周慶

右之者砂糖本製之伝授を請、依之右為手間与、功者之者一人他所合召抱、当年初而製法致候由、年来厚ク心掛ケ申越モ相聞、以来年々出来候得者、御国益ニモ可相成候、然ル処砂糖本製之義ハ、伝授相望候者、多可有之、殊ニ其方未伝授残モ有之由ニ付、他所者ハ勿論仮令御領内之者たり共、他人江伝授仕候義ハ、堅ク無用ニ候、此段迄度相心得万一無拠子細モ有之節者、入念遂吟味ヲ人別申出候上、指図ヲ受交可申候、追々製法宜年々出来増候而繁昌ニも及候得者、猶様子次第追々申渡候義も可有之候、弥無由断相勵ニ製法出情可致候、且砂糖植付望候者江者其方指図ヲ以作セ可申候、

(5)

東郡村役人共

一、三本松村医師周慶義、砂糖製法を致候ニ付、同人作付之砂糖黍麩末之仕方無之様、夫々村方之者共江可申付候、右製法之仕方他人江伝授之義者、指留置候間、此段も其方共相心得可罷有候、

寛政二戌年十一月十二日

右者代官小原六之助合申渡候、其節迄和国ニ珍敷義ニ付、如此伝授迄も御指留被遊候、且、車并釜等者作工建方等、只今ニ而ハ御領分中江相弘リ、罷在候故、御上様始并御重役様以下役人中迄も有来之器物之様被 思召候得共、是も薩州桜嶋合参候兩人之手間合伝ハ、作工仕候義ニ御座候、尤、製法之器物、天工開物之書杯ニも相著御座候得共、是ニ而者出来不申候、彼ノ書ニ御座候通ニ而、相調候義ニ御座候得者、享保年中 公儀合被仰出御吟味之節、出来可申候得共、其砌種々御工風被為在候而も、一向出来不申候、何様私義相弘候迄者、世上一統製作仕候義、一向見聞仕不申候、

(6)

一、寛政三亥二月、大内郡与田山村王子坊境内、同郡白鳥村百性次郎右衛門屋敷両所ニ而、製法車ニ仕候、材木伐取可申段被仰付候、

先年 御先代様御吟味之節被遊御拵候、車御林ニ相納リ、池田文泰御預リニ相成罷在候、彼之車ハ江戸表合被遊、御召連候者之指図ニ而造候由、彼ノ車之造方ニ而製作之術ニ拙キ事相見ヘ申候、右車ハ何分小ク候而間ニ合不申、其外少々絞リ具拵罷在候得共、何連も不都合ニ而十分ニ汁取レ不申候故、算当甚悪敷候、右薩州者之指図ハ、檜ノ類堅キ大木、木口渡リ式尺計ならでハ用立不申、夫故不自由ニ御座候ニ付、色々吟味仕候得共、無御座候而御願申上右様被仰付候義ニも御座候、

(7)

一、小笠原三助様、岩嶋左源太様、於大内郡湊村私宅ニ砂糖車御見分、其後西尾登り様掘太仲様御見分被下候、但、此御私義湊村ニ住居仕居申候、

(8)

一、殿様御巡在之節、大川郡三本松村砂糖方庄屋河墅忠六宅ニ而、砂糖車御上覧ニ付、私義罷出車取立奉備御上覧候、此御迄ハ、砂糖製法珍敷義ニ付、御上覧并御重役様方御見分等罷在候義ニ御座候、

(9)

追年御国益相増多分ニ製シ、指登候ニ付、大坂問屋共騒動仕候事、

一、年ニ増シ、砂糖夥諸国江積出、別而大坂江大数積登候ニ付、讃州問屋共、所々江商内仕候処、同所北堀江、宇和嶋屋伊平、南堀江丸屋惣兵衛、右兩人引受ニ而渠等ハ薩摩問屋へ申出無之候而者、問屋共入札ニ出不申様締方を付、讃州問屋之分大ニ及難洪候段、私方江歎參候、右ニ付、私ハ砂糖百性共江申触、右式軒之間屋方江着船不致様申付、外々江売締方破候処、又々薩摩問屋ハ同所御番所江願出候者、近年讃州製砂糖夥積登、殊ニ代品物出来宜候ニ付、渡抜物を讃州製与号シ商内仕、私共大ニ難洪仕候、砂糖之義ハ、古来ハ私共取扱居申候間、和産も私共手ニ不掛内者、直ニ外壳不相成様被仰付被下度段願出候ニ付、左之通御番所江願出可申様内々申遣候、

(10)

一、私共義、先年ハ讃州船問屋ニ而渡世仕来居申候処、近年讃州砂糖夥敷製シ、身代能キ者者勿論、小百性迄も伊勢參宮、或者、高野參詣、其外上方往来之者旅銭所持不仕、手作之砂糖持參、売拂旅用ニ仕候ニ付、前々ハ客来多、其上右売拂、砂糖口銭茂、相納リ候間、弥以勝手能御座候処、此度薩摩問屋共之手元江參候様御願申上候由、願之通被仰付ニも相成候得者、私共向後及困窮候ニ付、讃州崎山周慶与申者砂糖製作一件を開基ニ而年来砂糖も多積登、馴染之客ニ付、右一件具ニ申遣候処、返書左之通ニ御座候、

(11)

一、此度拙者国元産物砂糖積登之義ニ付、委被申越候趣致承知候、乍併大坂川口入船之分、是迄之通諸問屋江乱売ニ不相成候而ハ、甚不勝手ニ候、然レ共、其表願濟之上致方無之候、弥、締方相決候ハ、其旨急可申越候、兼而被為聞候或、去春以来格別被蒙仰、拙者親子共領分中巡在候而、急々國中繁栄可為致ニ付、大坂表江不積登候由も、指而指支ニも相成間敷候、向後者江戸表并諸国江直船積可致候、然ル上者直売致候義故、直段も引下可遣、左候得者其御地渡砂糖之障リニも相成間敷哉、夫ハ是迄之通、乱売ニ致候得者、御池川口入船多、自然薩摩問屋辺江モ相廻リ同処口銭ニも可相成候、

(12)

一、此方由も遠キ海上ヲ経て、江戸表等江船積之義、好ミ可申義も無之候得共、窮鼠猫ヲ喰之道理ニ而無抛義ニ在之候、此段今一応御番所江茂願、薩摩問屋江も掛合候而不相調義ニ候得者、急々可被申越候、此方ニも上ミ江願出、一向大坂表江積登不申候以上、

(13)

右之通申遣候処、御番所并薩摩問屋ニも尤之義与右締方相止ミ申候、

(14)

文化三子年玉井三郎右衛門様、御内々私義御呼出ニ而被仰聞候趣、左之通ニ御座候、

(15)

一、近来、当国砂糖夥、大坂表江積、薩摩問屋共取捌候内、別而大内郡湊村製之分、上品ニ而、諸国江積下候ニも渡リニ致指下候様子ニ相聞候、最早此御由も夥キ出来ニ候得共、尚、西郡江も相弘、此上ニも積登候得者、当国之益而已ならず、日本之大益之由、御蔵屋敷ハ申參候旨、如何様共致候而、急々西郡江も相弘リ申間敷哉、此義者、他役人不存義ニ付、其方任存念ニ可申旨、被仰付候ニ付、百性共江達々申聞候而も、彼ノ術手ニ入、徳分無之候而者、砂糖方江相掛リ間敷由ニ申候、然ル上者、西郡江巡在之上、製法火滅之術、委伝授候而、可然旨被仰付、私義、西郡江も罷越、初発ハ世話仕、悴義与兩人、拾ヶ年余掛リ居申候処、一向戴物無御座、数年、砂糖而已ニ掛リ居申候ニ付、身代及破滅、御城下江罷越、療治を専与仕、漸取続、誠ニ貧窮ニ暮居申候処、近来ニ相成、御扶持頂戴仕難有仕合ニ奉存候、併、家内大勢借財等、多分ニ御座候而、難洪仕居申候、

(16)

御領分中御触御書附之写

一、御国産砂糖製シ方之義、東郡之内ハ得熟練候村方も在之、別而大内郡湊村者、至而出来方宜、専上方表江指向、彼地ニ而も、唐ノ砂糖ニ致、売買致事之由、依之自然与売方直段宜、訖度、割合ニ相掛リ年々得徳分候事ニ相聞候、然ル処、湊村之外者、左程ニも無之、又者、一向割合ニ不相掛物之様ニ相心得候者も有之由、畢竟、作り方并製シ方等、未熟故之義与相見ヘ候、肥シ、修理之仕方、製方、火加減第一之義与相聞ヘ、御城下外磨屋町ニ罷

在候崎山周慶義ハ、則、湊村生性之者ニ而、御国砂糖開基之者ニ有之候、能鍛鍊致罷在候ニ付、初発の製方伝授役被仰付在之候間、望之者者、同人江手寄伝授を請、猶又、手ニ入仕方、製シ方、火加減等、見貫度候得者、其段申談候様可致候、左候迎も、聊、謝礼等申請候義ニ而も無之候、少シも失墜無之様、教遣候筈ニ候、尤、村方ニ寄、製法人多人数有之、於其村、伝授請度義も候得者、其段可申遣候、周慶義、相廻ラセ申様可被仰付候、其旨、相心得熟鍊致、永繁昌致候様銘々可相勵、郷中一統、得利潤候様与之御趣意、第一之義ニ而、先達而運上銀も御免被仰付候程之義ニ有之候間、心得違無之様、随分手広ク取扱可申候、
右之通、郷中端々迄、不洩様可申渡候、

文化元子年四月十日

(17)

- 一、初発右製方之術、百姓共江相伝候処、秘伝御上の御伝被下候ニ付、為冥加、御運上銀指上度旨願出候ニ付、私の取集仕居申候処、凡拾貫目計上り申候、然ル処、
殿様御入国之翌年の御免ニ相成候、

(18)

此者薩州桜島の参候

大内郡湊村手間人 良助

- 一、砂糖製方之義ニ付、先達、崎山周慶ニ加り相働候ニ付、格別を以、毎年銀式百五拾目ツ、被下置候、
文化三年丑五月十六日

(19)

右者、薩州桜島の召抱候者ニ而、製方一件之義ハ熟練之者、初発召抱度願上候処、召連可罷出段被仰付、吟味役和氣太郎左衛門宅ニ而、薩摩一国之図書御文庫の取出シ、彼ノ地之方角委ク相尋候処、彼ノ図ニ符号致、御上願之通被仰付候ニ付、私の居宅を建、扶持ヲ遣、兩人共拾七、八年召抱置候処、御存之通 御先君様達 御尊慮、且、御国益成就仕、莫太之銀子毎年御国江入候間、如此私召抱之者迄、御銀被下候様相成候、且又、薩州者至而短慮之質ニ而、暮方難渋ニ御座候処、右之通御銀被下置、難有仕合ニ而御座候、併、渠等も砂糖製方他国江伝授致候義、本国江相聞候而者、一命ニも拘り可申義、然ルを本術皆伝致、当御国益ニ相成罷在候之処、壹ヶ年ニ式百五拾目位之被下方ニ而、至極不自由、難渋之暮方ニ而御座候、最早年齢も及九拾歳ニ、甚以不便之義ニ候得共、私義も各製作而已ニ数年来掛掛り、身上此失却ニ果シ、懐向必至与逼迫仕、渠等を助け可申義も出来不申候ニ付、同姓之者共江相頼候程之義ニ御座候、

(20)

御銀被下置候御書附之写

- 一、其方義、於御領分中、砂糖製方相始メ初発以来骨折候ニ付、毎暮銀礼百五拾目ツ、被下置候、其後、享和三亥年、御薬坊主並ニ、被召出三人扶持被下候、其後、文化七申年、四人扶持御加増都合七人扶持ニ成被下、以薬坊主格ニ被仰付候、
砂糖製方一条、相始候以来、私并倅周達兩人御領分中支配仕候得共、兩人共一向戴物無御座、其後、拾年余ニ及、砂糖掛り、役人中不寄思召義御座候迎、登り様の郷中、色々吟味之処、百姓共の申出候者、砂糖役掛り之内、和氣太郎左衛門、河野忠六、香川屋茂次郎、磯五郎、四人ハ如何ニ御座候哉、不奉存候得共、崎山周慶義者、一向不直之筋者、無御座候間、私共の書附ニ而も可奉指上由申出候ニ付、右四人ハ、御役被召上、私義者、何之被仰聞も無御座、百五拾目被下方毎歳頂戴仕候義ニ御座候、尤、悴義も私同様之勤方巡在、出情仕候得共、戴物茂無御座、三拾余年来、相勤居申候義ニ御座候、

(21)

- 一、蒙 仰西郡巡在仕製方、并、火加減等迄教候得共、百姓共、製方諸具其余萬々失却を厭イ作付不申、困居申候処、其頃、御勘定所御引除辺の私江被仰聞候者、其元ニ御銀御貸付被下候様取計可申候間、其拝借銀ヲ以、出来黍買取可申候、左候ハ、早速捌候ニ付、自然作付相増可申由ニ被仰付候間、私の上申候者、拝借銀ヲ以、黍買込候義者、奉畏候得共、萬一相庭下落致、損失出来候節者、迷惑仕候間、御断申上候処、若左様相成候共、其元江者相掛不申候、御上様御買上与相心得、買込製方之上、御銀上納可仕、何分ニも手広ニ作付相増候様、出情可致旨被仰聞候ニ付、其旨、早々百姓共江申聞、漸得心仕、作付候而相成尺、買取製方仕候処、相場も相応ニ御座候而、程能御銀皆納仕候ニ付、又々、翌年も前年之通、御銀 御貸付ニ而買付ニ掛り候処、余程出来増ニ而拝借銀計ニ而者、行届不申、色々才覚仕買込候後、上方表相場下落仕候処、御同所被仰出候者、前年、御買上与相心得候様申聞置候得共、当年の者、其元江引受可申与被仰聞候ニ付、左様之御義ニも候ハ、不買付内ニ被仰聞御銀も御貸被下間敷筈之処、無其御義、買込相場も下落仕候後、右様被仰聞候而者、甚以、迷惑難渋之段、達々申上候得共、御聞届無御座、無拋御銀上納之節、所持之田地并家屋敷、諸道具ニ至迄売払、上納仕候義ニ御座候、右之通、

数年之間、自分之失却ニ而私義ハ勿論、倅周達共、御益而已ニ心魂を碎キ田地、家屋敷、諸道具ニ迄、売払御銀上納仕候義故、只今ニ而者、必至与難洪仕候、乍恐此段被遊 御賢察可被下候、

右者、祖父亡向山周慶、砂糖製作一条之始末、存生中相認、御重役筋江指出候処、猶又、此度指出候、扣写、弘化二年巳

向山周澤

3 讃岐製糖創始と四国遍路 — 結びにかえて

讃岐製糖創始者、向山周慶がかつて藩に提出したという新発見の一次史料「砂糖一条書」には、周慶自身が創始の事情について記し、藩への願書、藩からの通達も収録されており、創始だけでなく流通・発展の様子が分かるものであった（原本ではないので、二次史料との見方もあろうが、創作編集を受けていない極めて一次史料に近い史料として扱えると考えられる）。

これによると、周慶に砂糖製法を伝授したのは、京都にいた薩摩浪人の医学生であり、彼の紹介で上方にいた桜島出身の薩摩人二名が周慶からの申請により、正式に讃岐国へ入国し、周慶とともに製糖にあたった。そのうちの一人が良助であって、四国遍路で来たわけではなかった。二人の薩摩人のことは、高松藩儒が撰した周慶顕彰碑にも刻まれていた（砂糖一条書には計三名の薩摩人が登場）。製糖技術については、薩摩・讃岐ともに秘伝としていて、その後の大坂での砂糖流通も競合するものであった。「砂糖一条書」によれば、製糖技術で難しいのは、甘蔗の栽培（特に越年方法）と砂糖車など器材であり、これを薩摩人から学んだことが記される。黒砂糖から白砂糖へ精製する技術については触れられていないので、白砂糖が完成するのは、「盛衰記」が推定するようにこれより後のことと考えられる。

讃岐製糖と四国遍路の関係について、史料を補足してさらに考察してみたい。史料3「盛衰記」のもとになったと考えられる史料「讃地砂糖略史」が同じく木原溥幸『史料にみる讃岐の近世』に収録されている。内容は酷似していて、同じ作者ではないかとも思われる。作成年はないが「一昨明治十三年砂糖共進会」の文言があり、明治十五年（1882）の作成と分かる。これには、京都の薩摩浪人医学生が登場するが、良助も四国遍路も記されていない。すなわち、（関）良助という四国遍路が製糖法を伝えたという史料の初見は、明治十八年（1885）「讃岐砂糖起源沿革盛衰記」であって、翌年の共進会で讃岐砂糖と四国をアピールするためであったと推定される。

江戸時代の製糖史料で唯一、四国遍路が登場するものが『東讃産業史』に紹介されている。安政五年（1858）寒川郡長尾西村百姓広助の口上書で、旧長尾町の菴原家文書を坂出市鎌田共済会郷土博物館が写したものである。その一部を抄録しておく。

【史料6】安政五年百姓広助御国産甘蔗新製法口上書（抄）（村上稔『東讃産業史』所収）

御国産甘蔗新製法並ニ水薬品製法方大成仕候歩ミ書奉窺上候口上

一、私儀弱年より御国産砂糖製法之義、年々心掛冬分ニ相成候得ば、毎歳五六拾日斗り砂糖作、古台ニ不均製法仕居申候処、十ヶ年已前風と薩州之辺路四国順拜に罷出候処、八十七番之札処長尾寺に於て、旅中の算臥ニ御座候哉、俄ニ不快に相成、壺人旅にて宿処も無之、大に難洪仕候間、何卒憐憫愍之上止宿為致呉候様、強て嘆き出候二付、一宿為致候処、追々熱気甚敷相成、傷寒之姿にて如何と所々に順拜も難仕、自然と壺ヶ月余も滞留為致、養生介抱致遣し申候、（中略）右同人逗留中薩州国産玉黒砂糖製法之義ハ勿論琉球国那坡砂糖之義迄、寄々相尋候処、同人義、元より砂糖製法之義ハ至て委敷人物に御座候に付、無隔意万々報恩之心得御座候哉、製法方秘事逐一口授仕呉候上、猶右絵図面之通道具等迄雛形に致呉置候、（中略）御医業之事故、薬品製法之秘事は菴原御氏へ念入口授致、（中略）右辺路快気発足後（中略）終ニ一昨年頃迄に十分製法秘事大成出来仕候、（中略）私補佐仕、且焚方之義も先方口授之外種々年来相考、玉白に焚上ゲ一度雛形之船ニ掛候俣、翌日は大抵之白砂糖に相成候（中略）此義ハ薩讃両国之製法双方相考へ兼備大成仕候義ニ御座候（後略）

十年以前すなわち嘉永二年（1849）以前に薩摩から来た四国遍路が長尾寺門前で倒れ、介抱したところ、秘伝の製糖技術を伝授してくれたと言うのである。その技術は薬品や焚き方にも及び、薩摩と讃岐の技術を合せて白砂糖が完成したとされ、この技術を認めて藩に推挙してほしいという口上書である。これによれば、すでに製造されていた黒砂糖ではなく白砂糖の精製方法を薩摩の遍路が伝えたことになる。白砂糖製糖技術の記述は詳細で、向山周慶系統以外にも黒砂糖や白砂糖を製造する者が増えていたことは看取できよ

う。一方で、四国遍路の名前は記されず、十年ほど前のことを記すには不明瞭である。

樋口弘『本邦糖業史』には、向山周慶による讃岐での黒砂糖製糖が寛政二年(1790)、白砂糖の大坂上場が同六年、同十三年には讃岐から奄美大島へ白砂糖技術の伝授が行われたとされる。薩摩の技術は黒砂糖製糖であって、薩摩から白砂糖精製技術が伝わったとは考えにくい。周慶に遅れる後発の技術者が、別の製法の正当性を主張するために薩摩の四国遍路の名を語ったと見れなくもない。これまで注目されていない重要な史料ではあるが、なお考察が必要であろう。しかしながら、讃岐製糖と四国遍路を結びつける考え方は、幕末には生まれていて、明治時代中期の殖産興業政策の中で定着していったと考えられる。

讃岐砂糖製造と四国遍路は無関係だった可能性が高いが、常に四国の食文化と四国遍路の関係がとりざたされるのは、それだけ多くの人々が四国を訪れ、交流を持ったこと、四国遍路は四国の文化そのものであることの証左と言える。

【参考文献】

- 樋口弘『本邦糖業史』味燈書屋、1943年
 村上稔『東讃産業史』東讃産業史料保存会、1983年
 白鳥町史編集委員会『白鳥町史』白鳥町、1985年
 『香川県史4 近世Ⅱ』香川県、1989年
 『遍路のこころ』愛媛県生涯学習センター、2003年
 木原溥幸『史料にみる讃岐の近世』美巧社、2010年
 愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』ちくま新書、2020年
 愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路と世界の巡礼—最新研究にふれる八十八話—上』創風社出版、2020年

【附記】

「砂糖一条書」の解説は、愛媛大学法文学部日本史研究室古文書を読む会の、和氣坂ハナミ、平井清貴、前田精一、富長泰行、村上由実子、杉本秀誠、岡本佑弥、兼折朋香、本田隼人、星島菜摘、鈴木あかり、峯松拳大、安藤咲笑香、太田賢宏、佐々木紫帆、山本礼菜らが行い、胡が校訂した。明治時代の共進会と讃岐糖業史料の関係については、萩野憲司氏(東かがわ市歴史民俗資料館)の御教示による。記して深甚の謝意を表す。

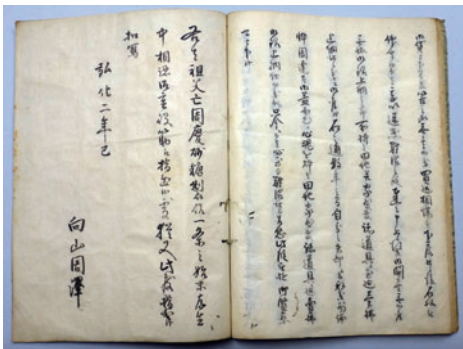


図1 砂糖一条書(巻末)



図2 向山翁沙糖開基碑
(東かがわ市白鳥町湊)



図3 白鳥向良神社
(東かがわ市白鳥町湊)



図4 現在も和三盆を製造する三谷製糖にある織車(東かがわ市馬宿)